

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

# 標準仕様書の改定・運用に関する考え方

2023/6/16      デジタル庁 地方業務システム基盤チーム

# 1. 標準仕様書の改定に関する基本的な考え方

## 標準仕様書の改定に関する基本的な考え方について

- ① 標準仕様書の改定に伴う地方公共団体及び事業者の負担を軽減するため、制度改正等の政策上必要と判断される見直しを行う場合は、原則として適合基準日の1年前までに見直し内容を反映した標準仕様書を公表する。ただし、制度改正が毎年予定されているなど、1年前までの仕様書の見直しが困難な事務については、デジタル庁と制度所管省庁で協議の上、別途定める。
- ② 制度改正等以外の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として、年1回の特定の期日を目途に見直し内容を反映した標準仕様書を公表することとし、当該内容に係る適合基準日は、公表後1年後以降とする。ただし、移行支援期間（2025年度まで）においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わず、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う。

## 標準仕様書の改定に関する基本的な考え方について

- ③ データ要件・連携要件については、機能要件の見直しを契機として改定を行う。
- ④ 見直し内容の標準仕様書への反映の基準日は原則として、8月31日と1月31日とする。
- ⑤ なお、標準準拠システムの開発過程等で生じる事業者等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、デジタル庁が別途定める方法により、随時対応することとし、事業者等との認識共有を図る。

## 事業者等からの疑義等への対応や解釈の補記の範囲

### (1) 標準準拠システムの開発過程等で生じる事業者等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応

事業者等からの疑義等について、デジタル庁及び制度所管省庁は、標準化PMOツールで対応する。デジタル庁及び制度所管省庁は、当該疑義等に対して速やかに解釈等を回答し、必要に応じて標準化PMOツールのFAQとして公開すること。

また、当該解釈等を標準仕様書に補記する場合は、次の(2)正誤表の公開の対応を行うこと。

## 事業者等からの疑義等への対応や解釈の補記の範囲

### (2) 正誤表の公開

標準仕様書の解釈等の記載や誤記の訂正については、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、正誤表で対応することができる。正誤表は、デジタル庁が別途定める様式を用いて、標準仕様書の版数単位で作成することとし、標準仕様書のファイル名に更新日付を含める等、訂正があったことが確認できる形で公開すること。

なお、正誤表で対応可能な範囲については、「機能要件の修正等に伴う機能IDの運用ルール」のとおりとする。

## 2. 標準仕様書機能要件の改定ルールについて（横並び調整方針の改定イメージ）

2. 標準仕様書機能要件の改定ルールについて（横並び調整方針の改定イメージ）

## 標準仕様書機能要件の改定ルールについて

1. 標準仕様書機能要件の改定にあたっては、「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」（デジタル庁）に準ずること。なお、具体例を「機能要件の修正等に伴う機能IDの運用ルール」に示す。
2. 機能要件の分割・削除・修正により欠番となった機能IDと、機能要件の追加等により新規付番された機能IDが紐付くよう、追加等された当該機能要件の備考欄に必ず記載すること。
3. 改定にあたっては、必ず改定履歴をあわせて公開すること。なお、改定履歴の様式は、デジタル庁が示す「標準仕様書機能要件様式例」の「改定履歴シート」に準ずること。



2. 標準仕様書機能要件の改定ルールについて（横並び調整方針の改定イメージ）

## 標準仕様書機能要件の改定ルールについて

4. 地方公共団体のFit & Gap分析の円滑化の観点から、エクセル等の加工可能なファイル形式で公開すること。
5. 「機能要件の修正等に伴う機能IDの運用ルール」に従い、どのような種別で機能要件を改定するか判断できるように、直前の版から改定した項目の種別を明示すること。
6. 改定内容の適合基準日を明示すること。

なお、本ルールは、令和5年4月以降の標準仕様書機能要件の改定から適用する。

また、2～6については、デジタル庁が示す「標準仕様書機能要件様式例」を用いること。

2. 標準仕様書機能要件の改定ルールについて（横並び調整方針の改定イメージ）

## 機能要件の修正等に伴う機能IDの運用ルール

項目	種別	例	機能ID
機能要件	削除	機能要件を全て削除	元の機能IDを欠番とする
	分割	機能要件の分割	元の機能IDを欠番とする （1つの要件を2つに分割する場合、機能IDを2つ新規付番する）
	新規追加	新しい機能要件の追加	新規付番
実装類型	修正	一部追加 一部削除	元の機能IDを欠番とする 修正を行った機能要件に機能IDを新規付番する
	訂正	あきらかな誤記の訂正 （例：当該昨日→当該機能） データ要件・連携要件との管理項目不整合に伴う訂正	機能IDをそのまま利用し、訂正する ※正誤表にて対応可能
	修正	実装必須機能から標準オプション機能に修正	機能IDをそのまま利用し、修正する
要件の考え方・理由、備考欄	補記	機能要件の考え方等のみを加除	機能IDをそのまま利用し、訂正する ※正誤表にて対応可能

2. 標準仕様書機能要件の改定ルールについて（横並び調整方針の改定イメージ）

## 令和5年3月末までに公開した標準仕様書機能要件の取扱いについて

1. 令和5年3月末までに公開した標準仕様書については、地方公共団体のFit & Gap分析の円滑化の観点から、エクセル等の加工可能なファイル形式で公開すること。
2. 令和5年8月に改定の予定がない標準仕様書については、令和5年3月末までに公開した標準仕様書の直前の版からの改定箇所を、任意の様式を用いて、エクセル等の加工可能なファイル形式で速やかに明示すること。

**デジタル庁**  
**Digital Agency**